



コロナウイルス感染症の拡大の中で、企業様や技能実習生、特定技能外国人、職員の安全を最優先に努力しております。引き続き、ご協力の程よろしくお願いいたします。

技能実習生 入国状況報告

▶前月に引き続き、**在ベトナム日本国大使館**では、日本へ入国するための査証(ビザ)については、多数の申請が予想される中、発給可能数が限られていることから、対象者を限定して受付を開始しております。

▶9月末現在、1月6日～3月27日までに査証(ビザ)を取得したものの、**コロナウイルスの影響で渡航できなかった方のみ**新規査証(ビザ)が発行されています。

▶当組合から申請手続きを行っている実習生は該当しないため、査証(ビザ)発給の目途が立っておらず、**入国予定日については未定**です。

▶今後、対象者の拡大や受付状況等に動きがありましたらお知らせいたします。また、コロナウイルスの影響で飛行機の減便や審査状況により、通常より入国に時間がかかることをご容赦くださいませ。

査証(ビザ)発給後の流れについて(9月末時点)

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に基づき、**レジデンストラック**を活用し日本へ入国します。

外国人レジデンストラック

	出国前
X国	<ul style="list-style-type: none">■ 我が国在外公館にて査証等申請(誓約書の提示を含む。)■ 14日間の健康モニタリング■ 検査証明の取得
	入国時
日本	<ul style="list-style-type: none">■ 空港での検査■ 質問票(健康状態等)の提出■ 誓約書の提出■ 検査証明の提出■ 接触確認アプリの導入等
	入国後
	<ul style="list-style-type: none">■ 14日間の公共交通機関不使用■ 14日間の自宅待機■ 14日間の健康フォローアップ■ 14日間の位置情報の保存

日本へ入国後14日間は、公共交通機関を使用せず、宿泊施設等にて待機します。

- ◆個室管理ができる施設
- ◆風呂・トイレ共用は不可

通常、入国後は当組合の研修施設にて入国後講習を行います。上記のことから、ビジネスホテルや入国後講習専門施設等を利用する場合がございます。(入国する人数・状況による)

ビジネスホテルや入国後講習専門施設等を利用する際に発生する費用につきましては、**企業様のご負担**になります。

日々、政府からの情報は更新されておりますので、引き続き動向を注視し、お知らせいたします。



地域別最低賃金の改定



2020年10月より**地域別最低賃金の改定**が行われ、40県で**1円から3円**引き上げられました。月給制や日給制においても最低賃金以上となっているよう再度ご確認をお願いいたします。

▶月給制の場合

月給÷1ヶ月平均所定労働時間≧最低賃金額(時間額)

▶日給制の場合

日給÷1日の所定労働時間≧最低賃金額(時間額)

地域別最低賃金			
宮城県	825円	愛知県	927円
茨城県	851円	大阪府	964円
埼玉県	928円	兵庫県	900円
千葉県	925円	岡山県	834円
神奈川県	1,012円	熊本県	793円

技能検定試験について



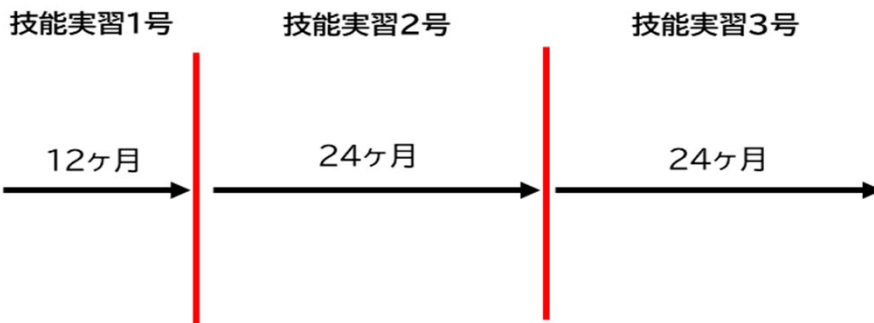
技能実習生は、技能検定試験(技能実習評価試験)を**必ず受ける必要**があります。

- 1回目:技能実習1号が修了する3ヶ月前
- 2回目:技能実習2号が修了する6ヶ月～3ヶ月前
- 3回目:技能実習3号が修了する6ヶ月～3ヶ月前



試験日程等は、決まり次第ご連絡いたします。

- ▶技能実習1号の検定試験に**不合格の場合、1年で帰国**することになります。なお、**再試験は1回まで**受けることができます。
- ▶技能実習3号へは、監理団体・受入企業が「優良」の認定を受ける必要があります。



- ▶技能実習1号修了までに「基礎級」又は「初級」(実技及び学科)
- ▶技能実習2号修了までに「随時3級」又は「専門級」(実技)
- ▶技能実習3号修了までに「随時2級」又は「上級」(実技)

ベトナム語で話しかけてみよう

-基礎編-

phải ファイ / trái チャイ 右 / 左

-応用編-

Bạn hiểu không? バン ヒエウ コン? わかりましたか?